

参考様式2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成26年 6月 26日

福井市長 東村 新一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

半田2集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成26年6月26日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

2 経営体数

法人	0 経営体
個人	1 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・集落営農組織で、農作業受委託を行っている。今後も継続していく。
- ・圃場整備にとりかかり、後継者が機能する環境を整備していく。
- ・集営農の法人化に取り組んでいく。
- ・直売所を利用した地産地消に取り組んでいる。今後も継続していく。
- ・集落周辺に防護柵を連携して設置し、鳥獣害が減少している。今後も継続していく。

(別紙)

- ・自家製堆肥など有機物の施用によって、有機無農薬栽培に取り組み環境保全の営農活動を図っている。今後も継続していく。
- ・農地・水環境保全を利用し、排水路の維持・管理を図っている。今後も継続していく。
- ・流通・加工に取り組み、6次産業化を推進していく。